

消費セン新聞

（令和6年9月30日発行）

消費生活安全センターは、商品やサービスなど”お買い物”に関するトラブル等の相談窓口です。専門の知識を持った消費生活相談員が、トラブル解決のお手伝いをしています。

消費者トラブルは、知っていれば防げることも多いので、是非この「消費セン新聞」を読んで、御自身だけでなく、身近な方にもお声かけください。

消費生活相談の状況

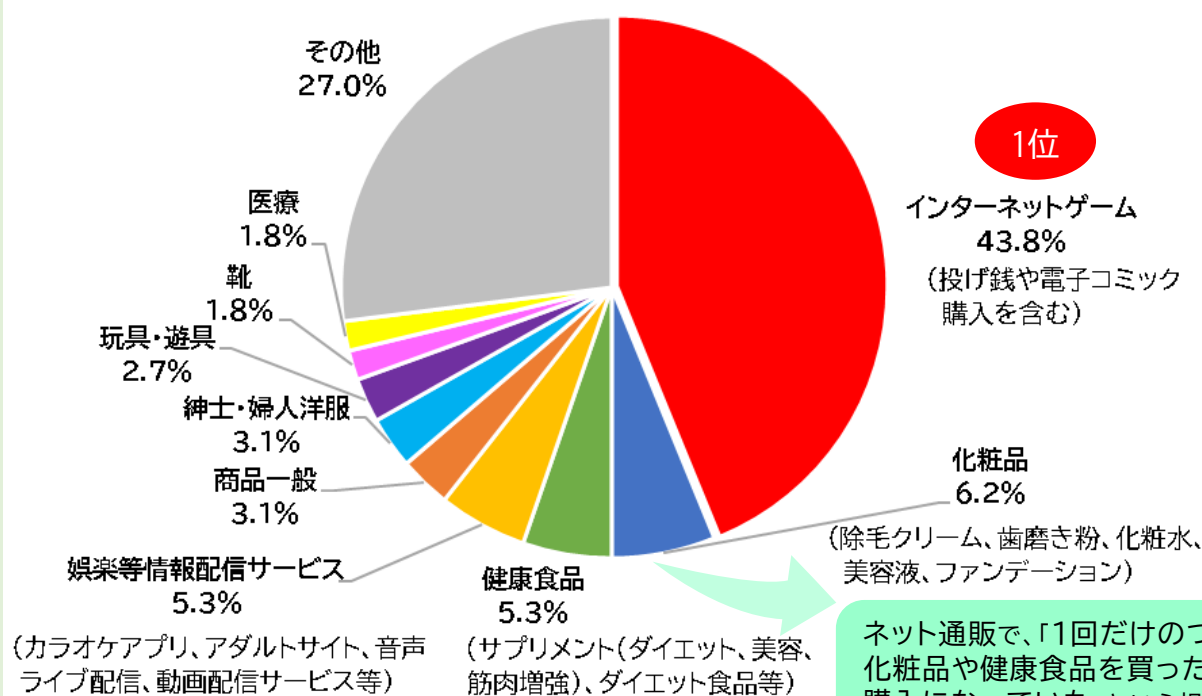
子ども(小・中・高校生)に多い消費生活相談の状況

令和5年度の、京都府内の小学生・中学生・高校生が当事者となった消費生活相談でもっとも多かったものは、インターネットゲームでした。

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
188



小学生、中学生、高校生の消費生活相談(商品・サービス別)割合



ネット通販で、「1回だけのつもりで化粧品や健康食品を買ったら定期購入になっていた」という相談は、子どもでも多くなっています

1位

インターネットゲームに関する相談事例

✓事例1 (年齢8歳、契約購入金額11万円)

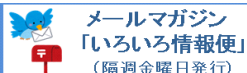
子どもが、タブレット端末でゲーム課金をしていた。タブレットのアカウントは親名義で、端末ロック解除の暗証番号は家族内で共有していた。無料ゲームをすることは了承していたが、「購入」の文字の意味が分からず課金したという。

✓事例2 (年齢13歳、契約購入金額150万円)

子どもが、親のお古スマホでゲーム課金をしていた。親のアカウントでスマホを使用し、クレジットカードと紐づけされていた。子どもは18歳以上と詐称したようだ。プラットフォーム事業者とゲーム会社に事情を説明して返金を求めたが、返金対応外と言われてしまった。

トラブルに遭わないために

- 子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう。この機能で課金を承認制に設定できます。
- クレジットカードは保管場所に注意が必要です。また、子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除してください。
- キャリア決済は必要に応じ上限額を低くしましょう。
- クレジットカードの利用ごとにメール等で通知されるよう設定し、日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。



メールマガジン
「いろいろ情報便」
(隔週金曜日発行)

◀京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を発信しています。

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/1237337137456.html>
(トップページ → 暮らし・環境・人権 → 食生活・消費生活 → 京都府消費生活安全センター → 暮らしの情報ひろば → メールマガジン)